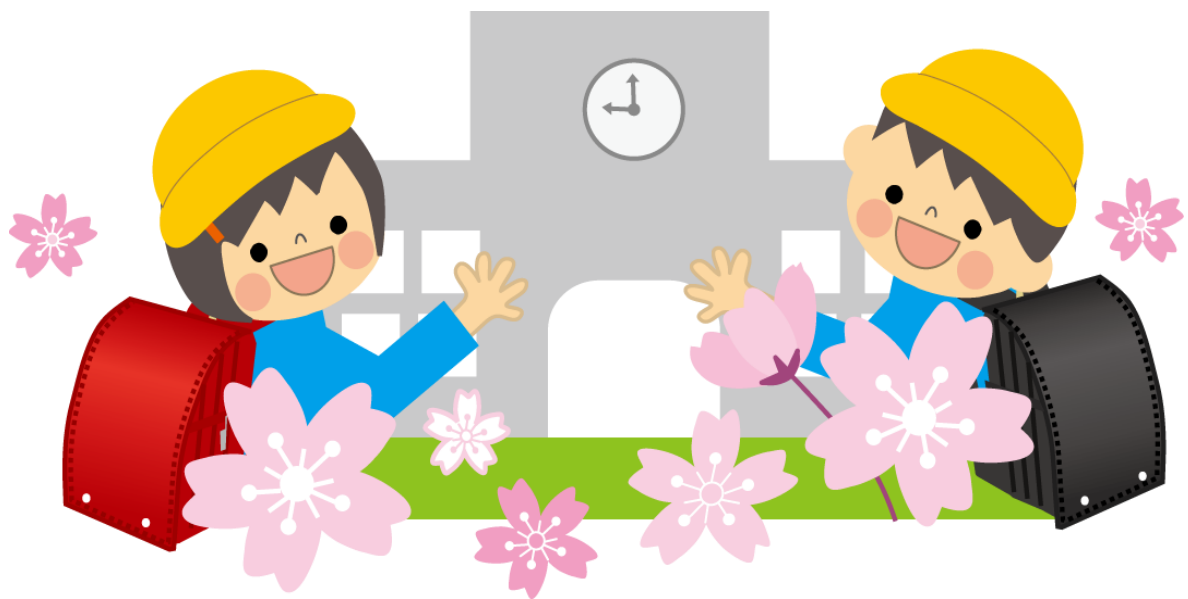


放課後キッズクラブ

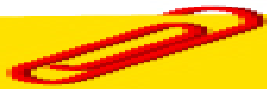
入会のしおり

令和7年度版



市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ
運営法人 NPO 法人はまキッズ市ヶ尾

(注) 本案内の内容は、令和7年1月時点で作成したものです。



目 次

I 放課後キッズクラブの制度等について	
I-1 放課後キッズクラブとは	……………P1
I-2 運営法人 NPO法人はまキッズ市ヶ尾 について	……………P1
I-3 放課後キッズクラブの開所日	……………P1
I-4 放課後キッズクラブの利用区分	……………P2
I-5 わくわく【区分1】の概要	……………P3
I-6 すくすく【区分2】の概要	……………P5
I-7 保険への加入	……………P7
I-8 入退室等管理システムの使用	……………P8
II 活動について	
II-1 市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの活動	……………P9
II-2 プログラム	……………P9
II-3 おやつ	……………P10
II-4 学校休業日等の昼食	……………P10
II-5 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）	……………P11
II-6 広報誌『キッズニュース』	……………P12
II-7 利用当日の流れ	……………P13
II-8 キッズクラブの利用にあたってのお願い	……………P16
II-9 事故が起きた時の対応	……………P17
III 利用にあたっての各種手続き等について	
III-1 利用申込み	……………P18
III-2 利用予定	……………P23
III-3 利用区分の変更	……………P23
III-4 利用料等の支払方法	……………P24
IV 非常災害時等の対応について	
IV-1 警報発表時等の対応	……………P25
IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用	……………P26
IV-3 地震	……………P28
IV-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応	……………P28
V その他	
V-1 保護者会等	……………P29
V-2 ご意見・ご要望等	……………P29
V-3 お問い合わせ先	……………P29
（参考資料）	
• 保険に関するQ&A	
• 令和7年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について	
（様式等）	
• 就労（予定）証明書、就労（予定）証明書記入例	
• 自営業従事者等申告書	
• 病気・障害等申告書	
• 求職活動申告書	
• 放課後キッズクラブ利用料減免申請書	
• 利用にあたってのお願い兼放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書	

I 放課後キッズクラブの制度等について

I-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

① 全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること

② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること

を目的に実施しています。(P 2)

平成 16 年度に開始され、令和 2 年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブは、青葉区が選定した法人(NPO 法人：はまキッズ市ヶ尾)が運営を行っています。

I-2 運営法人 NPO 法人はまキッズ市ヶ尾 について

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブを運営する「NPO 法人はまキッズ市ヶ尾」は、地域の方々にご協力いただき発足しました。これからも多くの地域の方々に見守っていただき、地域で子どもたちを育てていきます。また、「NPO 法人はまキッズ市ヶ尾」は、子どもたちのことを第一に考えて活動していきます。子どもたちがキッズから帰るときに、一つでよいので「来て、楽しかった！」と思える活動を目指します。

I-3 放課後キッズクラブの開所日

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則として開所します。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合^(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります(閉所または開所時間を短縮する場合の連絡は入退室等管理システム(P 8)で行います)。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(P 2)。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

	警報発表時 (P 25, 26)	熱中症警戒アラート等発表時 (P 26)	学級閉鎖等
わくわく【区分1】	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童 ^(※2) は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。
すくすく【区分2 A・B】 (わくわく【区分1】のスポット利用(P 3)含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

I-4 放課後キッズクラブの利用区分

利用にあたっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

また、「すくすく【区分2】」には、午後5時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2A】」と午後7時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2B】」があります。

【利用区分ごとの概要】

利用区分	わくわく 【区分1】 ^(※1)	すくすく【区分2】		
		ゆうやけ【区分2A】 ^(※2)	ほしぞら【区分2B】	
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場		
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 市ヶ尾小学校に通学している児童であること 市ヶ尾小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。 			
	—	留守家庭児童等 ^(※3) であること		
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	<u>利用できません</u>	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日 を除く 学校休 業日	<u>午前10時～12時または 午後1時～3時</u> ^(※4)	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え	<u>キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。(P11)</u>			
利用料	<u>無料</u>	<u>月額2,000円+おやつ代</u> (7・8月は2,500円+おやつ代)	<u>月額5,000円+おやつ代</u> (7・8月は5,500円+おやつ代)	
		減免制度あり(P6)		
保険加入料	年額800円(P7)			
定員	なし	あり		

※1 表の説明のほか、有料でスポット利用(P3)ができます。

※2 表の説明のほか、有料で延長利用(P5)ができます。

※3 保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

※4 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前みの利用となり、午後は利用できません。

I-5 わくわく【区分1】の概要

(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
土曜日	利用できません ^(※1)
学校休業日	午前10時～12時または午後1時～3時 ^(※2)

※1 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※2 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前のみ利用となり、午後は利用できません。

(2) スポット利用

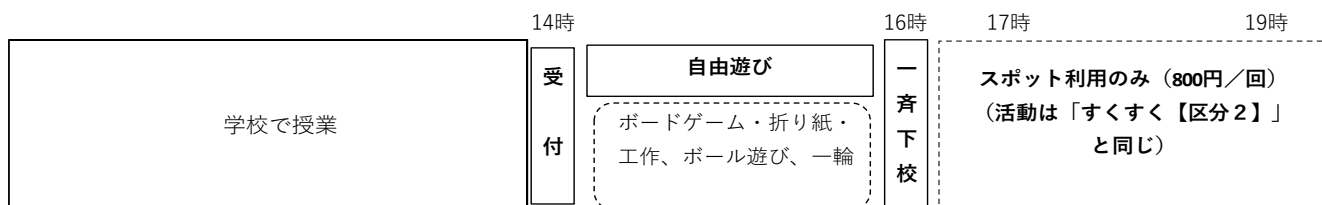
スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、午後7時まで受入れる制度です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

<注意事項>

定員の空き状況等により利用できない場合があります。

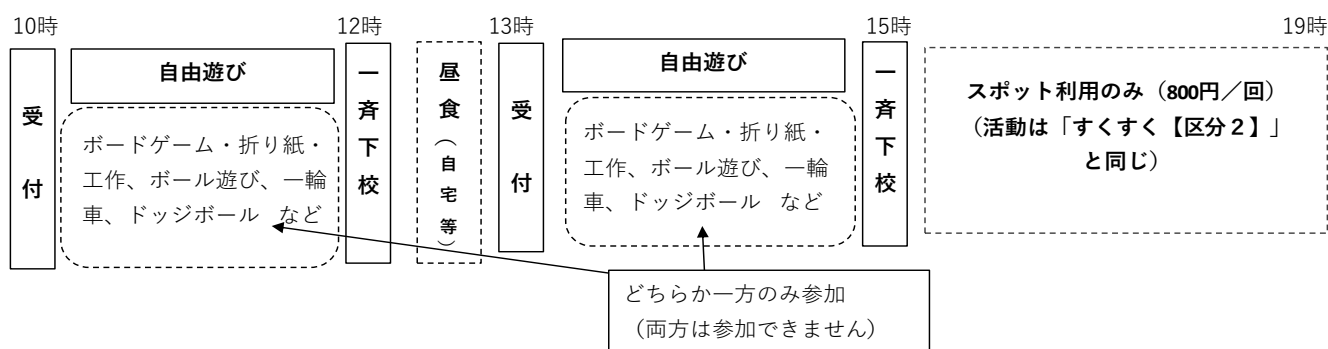
(3) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校のある日）>



★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

※夏季休業日のみ午前1回

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。

※ 上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

(4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、特別活動（P9）に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間が4時1分以降になると、自動的にスポット利用料（800円/回）とおやつ代（実費）が発生しますので、あらかじめ御承知おきください。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P25, 26）や熱中症警戒アラート等発表時（P26）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただきます。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、入退室等管理システム（P8）によりお知らせさせていただきます。

<市ヶ尾小学校放課後キッズクラブホームページ>



I-6 すくすく【区分2】の概要

(1) 利用時間

	すくすく・ゆうやけ【区分2A】 ^(※)	すくすく・ほしぞら【区分2B】
平日	放課後～ <u>午後5時</u>	放課後～ <u>午後7時</u>
土曜日	午前8時30分～ <u>午後5時</u>	午前8時30分～ <u>午後7時</u>
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～ <u>午後5時</u>	午前8時～ <u>午後7時</u>

※ 延長料（400円/回）を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

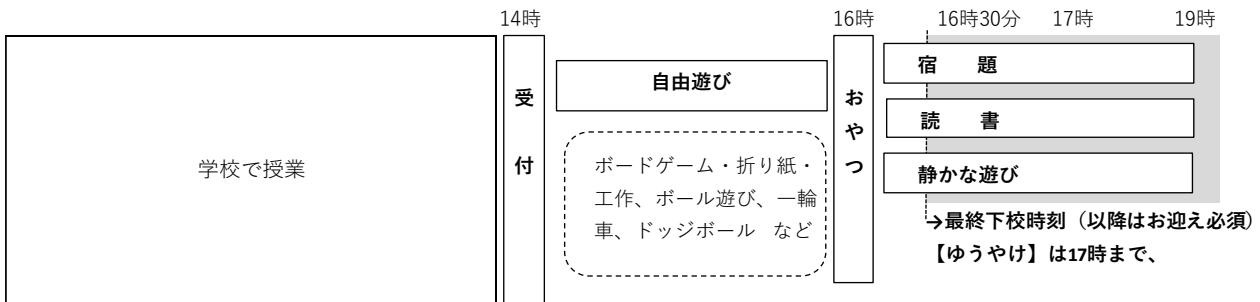
(2) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2A】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、午後5時を超えて午後7時まで受入れる制度です。

延長利用には、原則、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

(3) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校がある日）>

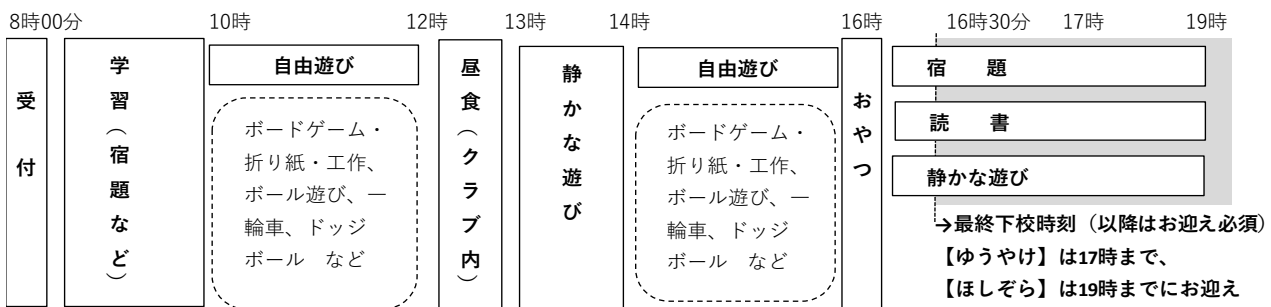


★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

★土曜日は8時30分からの開所です。

※ 上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(4) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代（実費相当）や保険料がかかる（P7）ほか、プログラム（P9）に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく・ゆうやけ【区分2 A】	すくすく・ほしぞら【区分2 B】
利用料（月額） ^(※)	<u>2,000円</u> (7・8月は2,500円)	<u>5,000円</u> (7・8月は5,500円)
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—
おやつ代	実費相当	

※ すくすく【区分2 A・B】の利用料は、その月の利用がなくても発生します。

<注意事項>

すくすく【区分2 A】の利用時間は午後5時までのため、退室時間が5時1分以降になると、自動的に延長料（400円/回）が発生しますので、あらかじめ御承知おきください。

【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

	説明
減免対象者 ^(※1・2)	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	<u>上限2,500円/月</u>
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2 A】の延長料（400円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

I-7 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額800円）を負担していただきます。

この保険は市ヶ尾小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人NPO法人はまキッズ市ヶ尾が加入するものです。利用申込の際に、保険掛け金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険掛け金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。

また、「保険に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

【スポーツ安全保険とは】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」「③突然死葬祭費用」の3つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等による事故を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります（事業者・支援員が児童に対して行う指導・業務上の過失などは関係しません）。
- ③ 突然死（急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とした死亡）に際して、親族が負担した葬祭費用を補償

（1）保険の掛金

お子さん1人につき年額800円

（2）補償内容（令和6年度の場合）

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から30日限度）	1500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4000円/日
	死亡	3000万円
	後遺障害	（最大）4500万円
賠償 責任	対人・対物賠償合算 （ただし、対人賠償）	支払限度額 1事故 5億円
		支払限度額 1名 1億円

（3）対象となる事故の範囲

- ①放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
- ②放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

(4) 支払方法

支払いは下記口座に令和7年度の学年と児童名で振り込んでください。振込手数料は保護者負担となります。兄弟いっしょに振り込んでかまいません。

例①) 2イチガオハマコ 例②) 1ヨコハマタロウ3ハナコ

振込口座	横浜銀行	市が尾支店	普通	6103463
	NPO 法人はまキッズ市ヶ尾		理事	蟹江千鶴
	(エヌピーオーハウジンハマキッズイチガオ		リジ	カニエチツル)

(5) その他

- 利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- 事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

I-8 入退室等管理システムの使用

市ヶ尾小学校キッズクラブを利用するに当たっての各種手続の多くは、入退室等管理システム(以下、「システム」という。)で行います。

また、保護者の方に安心してキッズクラブをご利用いただくために、お子さんの入室・退室の情報を、あらかじめご登録いただいたメールアドレスに通知します。

システムの操作方法等については、別紙「放課後キッズクラブでの各種手続について」をご確認ください。

システムでの手続が困難な場合は、別途放課後キッズクラブまでご相談ください。

Ⅱ 活動について

Ⅱ-1 市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの活動

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの活動では、子どもたちが、いろいろな経験を積んで豊かな放課後の時間を過ごせるよう、様々な遊びのプログラムを用意しています。通常の活動ではぬりえ、迷宮、数字パズルや、キッズの壁面装飾用の折り紙や切り絵を作る時間を設けています。校庭では、サッカーや一輪車、ホッピング、バドミントン、鬼ごっこ、体育館ではドッジボールなど、体を使った遊びをします。

長期休業中には特別活動を行っています。夏にはチアリーディング、キッズヨガ、国際交流、盆踊り練習、美大生によるイラスト教室、冬にはお餅つき大会などです。他にもお話会、音大生の皆さんによるコンサートなど通常の放課後の時間では行えない活動を企画しています。

特別活動には、地域の方々や市ヶ尾小学校の卒業生に協力していただき開催している企画がたくさんあります。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員^(※)を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※ 保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認められた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

Ⅱ-2 特別活動

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブでは、こどもたちの活動を充実させるために、長期休暇中などには特別活動を実施しています。

特別活動には「無料の特別活動」「有料の特別活動」、「事前申し込みが不要な特別活動」「事前申し込みが必要な特別活動」などがあります。

システムで、プログラムの実施日の確認や申込をすることができます。詳しい内容は、今後キッズニュース（P12）等でお知らせします。

<注意事項>

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻（P11）を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さんとも確認しておくようにしてください。

Ⅱ-3 おやつ

すくすく【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

【重要なお願い】 学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、申込後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

Ⅱ-4 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

令和6年度に、放課後キッズクラブでの長期休業期間中の昼食提供が夏休みにモデル実施されました。令和7年度の実施については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】令和6年度の昼食提供（モデル実施）の概要

期間：夏休み（お盆休み等は事業者によって提供しない場合有）

料金：400円/食

対象：すくすく【区分2 A・B】登録で希望する方

Ⅱ-5 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）

キッズクラブからの帰り方は、お子さんだけで帰る場合と、保護者等によるお迎えの2種類があります。なお、お子さんだけで帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し、一斉下校を行っています。システムで利用予定を登録する際（P23）に、帰宅時間とお迎えの有無を入力してください。また、「最終下校時刻」以降は、お子さんだけの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要です。

<キッズクラブからの帰り方>

	～最終下校時刻	最終下校時刻後
帰り方	一斉下校 保護者等によるお迎え	保護者等によるお迎え (お子さんだけの帰宅はできません)

(1) 一斉下校

一斉下校で帰宅する場合は、保護者等のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅することができます。一斉下校時刻は30分毎に設定していますので、お子さんだけで帰る場合には、「一斉下校時刻」の時間を、システムで利用予定に登録してください。なお、最終下校時刻は季節によって異なるため、ご注意ください。

最終下校時刻（一人帰り）

	わくわく【区分1】（学校休業日を除く）	すくすく【区分2A・B】
4月～9月	午後4時	午後5時
10月～3月	午後4時	午後4時

*すくすく【A】【B】は、最終下校時刻以降に帰る場合はお迎えが必要です。

*一斉下校は30分刻みです。

*わくわく【区分1】の最終下校時刻は、通年午後4時です

【新1年生の一斉下校開始日について】

新1年生のお子さんの一斉下校開始は4月14日からです。それまでは、保護者等によるお迎えをお願いします。（小学生の兄姉によるお迎えも4月14日から可能です）

(2) 保護者等によるお迎え

最終下校時刻後の帰宅となる場合、又は最終下校時刻前でも保護者等のお迎えを希望する場合は、お迎えでの帰宅となります。

ア お迎えができる方

保護者又は代理引き取り人のみ、お迎えができます。

代理引き取り人については、利用申込時に登録をお願いします。なお、代理引き取り人がお迎えをする場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を提示していただきます。

イ 車による送迎

車でのお迎えは原則できません。近隣にお住まいの方への影響もありますのでご協力をお願いします。

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月月末までに翌月号を発行し、キッズクラブのホームページに掲載します。

(2) 『キッズニュース』の内容

ア 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

例：プログラム（内容や参加料、申込締切日、申込方法等）、保護者会や防災・避難訓練の日程等

イ 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

< 『キッズニュース』等への写真掲載 >

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載することがあります。また、『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。個人を特定できないような配慮をいたします。

また、『キッズニュース』以外にも写真を使用しての活動の紹介を随時行います。写真掲載を希望されない場合は、利用申込をする際に、写真掲載の同意欄で「同意しない」を選択してください。

ウ お知らせとお願い

その他、放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

Ⅱ-7 利用当日の流れ

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、上履きのままキッズクラブに行きます。キッズクラブは東昇降口の隣です。
※学校休業日等については、通用門（学校登校時に利用する門）のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、東昇降口より入校し、キッズルームまで行きます。
- ② 利用カードをキッズクラブのスタッフに渡して受け付けをします。
- ③ 上履きを脱いで、キッズ廊下の上履き入れに入れたら、ランドセルをロッカーに入れてキッズの名札を付け、スタッフの指示に従って活動を開始します。

※

二次元コードを読み取ると、入退室システムで登録したメールアドレスに入室のお知らせが届きます。
二次元コードは、放課後キッズクラブで管理しています。

【キッズクラブ利用カードについて】

事前に申請されたお子さんの利用入退室予定を確認し、「キッズクラブ利用カード」でその日に実際に利用するかどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には「キッズクラブ利用カード」に、保護者の方が必要事項を記入の上、保護者印（署名も可）を押印してお子さんに持たせてください。

「キッズクラブ利用カード」は、キッズルームの受付で放課後キッズクラブのスタッフに提出してください。放課後キッズクラブで利用の印を押します。それが「利用確認」になります。

(1) 利用カードの種類

- ① わくわく「区分1」用・・・白 日付が入っていません。利用するに日付を各自記入してください。
- ② すくすく「区分2A」（ゆうやけ）用・・・学年により色が異なります。月ごとで日付が入っています。
1年・うす桃 2年・クリーム 3年・水色 4年・黄緑 5年・ふじ紫 6年・うすだいだい
- ③ すくすく「区分2B」（ほしぞら）用・・・学年により色が異なります。月ごとで日付が入っています。
1年・桃 2年・黄 3年・青 4年・緑 5年・紫 6年・だいだい

(2) 配付方法

- ① わくわく「区分1」用・・・記入欄がなくなり次第、利用した日にキッズで新しいものを入れます。
- ② すくすく「区分2A・B」用・・・月末までに翌月分をお子さんにお渡しします。

(3) 記入方法

- ① わくわく「区分1」用・・・学年・組・お子さんの氏名を記入します。
利用する日付を記入の上、保護者の方が下校時刻・お迎えの有無を記入し、押印してください。
- ② すくすく「区分2A・B」用・・・お子さんの利用区分に○をつけ、学年・組・お子さんの氏名を記入します。保護者の方が下校時刻・お迎えの有無を記入し、押印してください。
すくすく「区分2A」の方が午後5時以降に利用する場合は（事前に申し込んでください）、連絡事項欄にスポットと記入してください。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日(学校がある日)」と「学校がお休みの日」によって異なります。
持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※ 教室に忘れ物をしてしまっても、一度キッズクラブに来たら教室には戻れません。

平日	学校休業日
<ul style="list-style-type: none">・キッズクラブ利用カード・水筒・ハンカチ・ティッシュ	<ul style="list-style-type: none">・キッズクラブ利用カード・水筒・ハンカチ・ティッシュ・上履き・着替え(校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします)・学習道具^(※)・お弁当(お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします)

※ ご家庭での学習教材のご持参は可能です。学校で使用している学習タブレット、習い事などでの電子機器、音の出る道具などの使用はご遠慮いただいています。

<注意事項>

* 学校に持って来てはいけないもの(ゲーム機、玩具等)は、キッズクラブにも持ってくることはできません。

* 夏は熱中症防止対策のため、帽子が必要です。

(3) 帰り方

ア 最終下校時刻まで(一人帰り)

一斉下校時刻が近づいたら、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。キッズクラブを退室する際に、お子さん専用の二次元コードを読み取り^(※)、一斉下校します。

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。大人数の児童が退室する際には実際の退室時刻の5分前より読み取りを開始することがあります。

イ 最終下校時刻後(保護者によるお迎え)

お迎え時に、保護者の方から通用門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」をお伝えいただくと、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。保護者の方が、キッズルームまでお越しになりましたら、お子さん専用の二次元コードを読み取り、お子さんを引き渡します。^(※)

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

(1) 利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。

また、放課後キッズクラブの開所時間は午後7時までのため、必ず午後7時までにお迎えに来るようにしてください。

これら、キッズクラブの利用にあたってのルールを守っていただけない場合は、利用をお断りさせていただきますことでもありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日の行き等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でクラブを御利用ください。

キッズクラブに参加してから習い事等に行くことも可能ですが、登下校と同様に保護者の責任の下で行われますので御注意ください。

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
<p>① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。</p> <p>② 保護者に連絡^(※1)を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける^(※2)等)</p>	<p>① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。</p> <p>② 保護者へ連絡^(※1)をします。</p> <p>③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。</p> <p>④ 保護者に状況を報告します。</p> <p>⑤ 区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します。</p>

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつき次第、経過を説明します

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブページ>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

Ⅲ 利用に当たっての各種手続き等について

Ⅲ-1 利用申込

(1) 利用申込

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。

【年度当初から利用】

4月から利用を希望する場合は以下の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで、システムで申込みをしてください。

利用区分	利用登録に必要なもの	申込締切（4月利用）	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	・保険料（800円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し （アレルギーがある場合）	令和7年3月7日	令和7年4月20日※
すくすく 【区分2A・B】	・保険料（800円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し （アレルギーがある場合） ・留守家庭児童等を証明する書類	令和7年3月7日	令和7年3月7日

【年度途中から利用】

年度途中から利用する場合は、上記「利用登録に必要なもの」を揃え、利用希望月の前月20日までにお申し込みください。

4月利用されたい方は、上記の申込締切日までに必ず申込を済ませてください。締切日を過ぎてからの申し込みは、5月からの利用となりますことをご了承ください。

※新1年生 わくわく【区分1】の利用は、学校生活への影響を考慮し5月7日からになります。

<留守家庭児童等を証明する書類>

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書 ^{※1)} ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書 ^{※2)}
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書 ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります）。

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2 A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書をシステムで提出してください。

(2) 利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、「放課後キッズクラブ利用料減免申請書」（P21）と提出書類をまとめてクラブに直接御提出下さい。

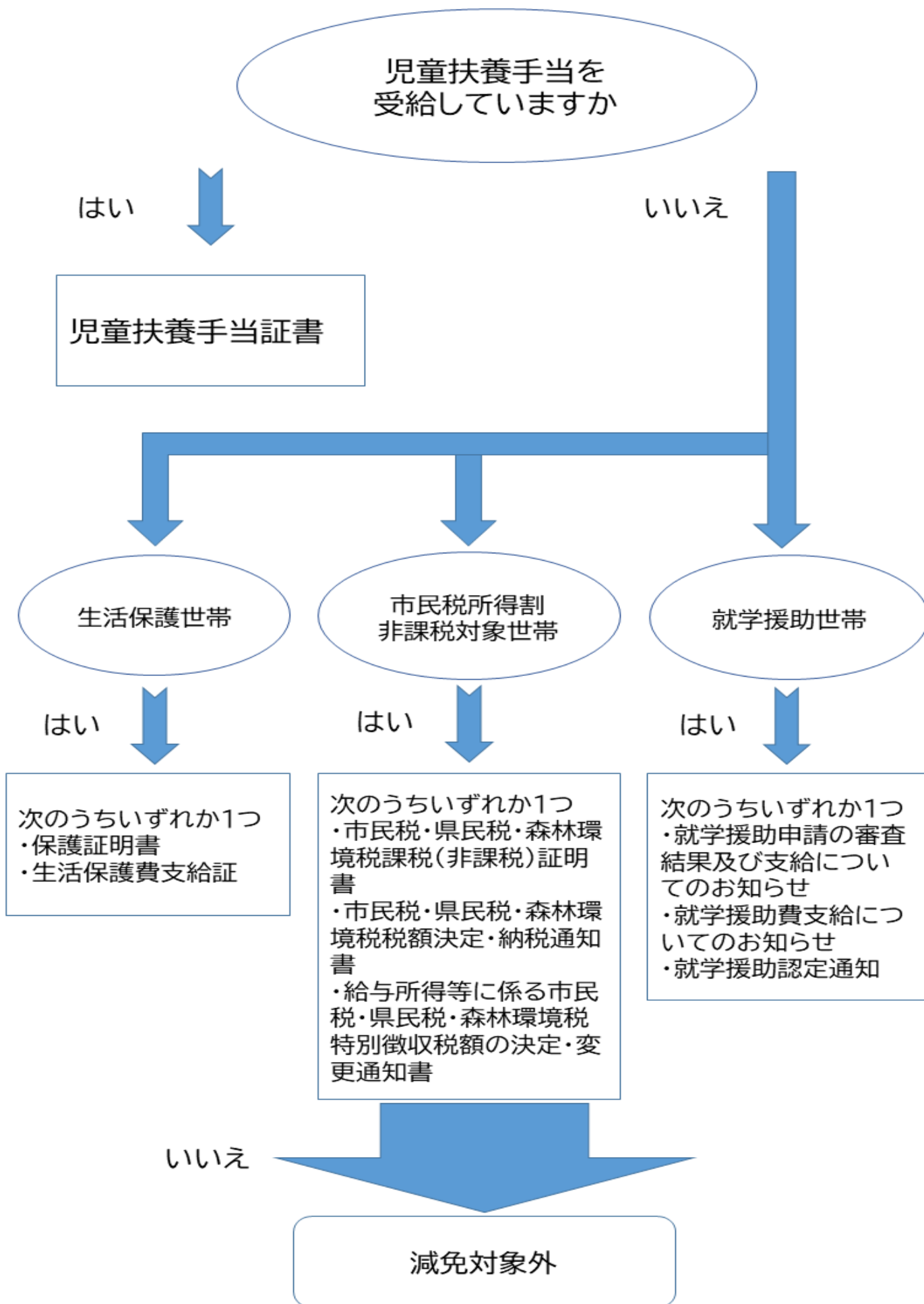
提出書類及び方法は、事前にクラブに確認の上、ご準備をお願いいたします。

※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 (※1)	キッズクラブの申込時 又は 減免の適用を受けよう とする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。)
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税・森林環境 税課税(非課税)証明書 【原本】(※2)		区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます(1件につき300円がかかります)。(※3)
市民税・県民税・森林環境 税税額決定・納税通知書 【写し】(※2)		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。(※3)
給与所得等に係る市民税・ 県民税・森林環境税特別徴 収税額の決定・変更通知書 【写し】(※2)		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。(※3)
就学援助申請の審査結果及 び支給についてのお知らせ 【写し】	学校から受理次第 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・4月当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校から送付されます。4月以降に支払われた利用料については遡って減免が適用され、減免相当額は後日返金されます。(※4) ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。当該月から減免の適用となります。 ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
就学援助費支給についてのお 知らせ【写し】		
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

なお、市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書は、課税または非課税でも同様の表記の証明書が発行されますので、市民税所得割部分が非課税であるか、ご確認ください。

※3 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。

※4 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

(3) 利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、システムで登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。

また、新たに放課後キッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用やすくすく【区分2 A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人はまキッズ市ヶ尾から事前にご連絡させていただきます。

(4) 新1年生の利用開始日

新1年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は5月7日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料 800 円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月12日までの間に利用する場合は、保護者等による送迎が必要となります。

Ⅲ-2 利用予定

利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則前月の27日までにシステムで登録してください。利用予定にない急な参加はできかねますのでご承知おきください。なお、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更は27日までに、システムで変更をしてください。28日以降の変更は、クラブに直接御連絡下さい。

	登録・変更等期限
当初の登録	前月27日までにシステムに登録
当初の登録締切日後の変更	クラブに直接ご連絡ください

Ⅲ-3 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、システムで利用区分の変更申請をしてください（月途中での利用区分の変更は原則できません）。

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月20日までに行ってください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月20日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P19）の添付が必要となります。
- ・一度すくすく【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P19）を添付していただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- ・すくすく【区分2A・B】間の変更（【区分2A】⇔【区分2B】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証する書類」の添付は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

Ⅲ-4 利用料等の支払方法

利用料等は、口座振替（口座引き落とし）によるお支払いとなります。

利用料の引き落とし口座を登録していただきます。キッズクラブより口座振替依頼書をお渡ししますので、記入してキッズクラブに提出してください。

	手法	引き落とし日	注意事項
すくすく【区分2】の利用料	口座振替	毎月17日	
わくわく【区分1】のスポット料金・すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料	口座振替	毎月17日	
おやつ代・プログラムの材料費等（実費）	口座振替	毎月17日	

※入金期限は引き落とし日の前日です。

※引き落とし日が土・日・祝日となる場合は、翌営業日が引き落とし日になります。

IV 非常災害時等の対応について

IV-1 警報発表時等の対応

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象】
学校 がある日	登校前	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、すくすく【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります。
	放課後	クラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。
学校 がない日	-	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

※ 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※ 利用児童が全員帰宅した場合、クラブをその時点で閉所することがあります。その場合、システムで閉所をお知らせします。

○ 横浜市 防災情報ポータル URL : <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

>本市トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報>防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況)(外部サイト)

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になります。システムで開所される時間を連絡しますので、指定の時間以降のご利用をお願いします。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用

IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用について」は令和6年度時点の運用を記載しています。令和7年度からの運用が変更になる場合は別途お知らせします。

【わくわく（区分1）】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応とします。近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を休止します。御理解と御協力をお願いいたします。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

【すくすく（区分2 A・B）】




すくすく【区分2 A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

アラートの種類	概要
熱中症警戒アラート	<ul style="list-style-type: none"> ・発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時 ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表 ・わくわく【区分1】に利用制限等あり
熱中症特別警戒アラート	<ul style="list-style-type: none"> ・発表は1日1回、前日の午後2時 ・気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。 ・わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「[熱中症警戒アラート等 メール配信サービス](#)」にご登録いただけます。

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市防災情報Eメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日午後5時頃及び当日午前5時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php		前日午後5時頃及び当日午前7時頃
環境省公式LINEアカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php		前日午後6時頃及び当日午前7時頃

※熱中症特別警戒アラートは、午後2時ごろに配信されます。

IV-3 地震

時間帯別の基本行動（例：震度5強以上の地震の場合）

放課後キッズクラブの対応		
学校がある日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。

放課後キッズクラブの対応	
(キッズクラブ開所日) 学校がない日	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
翌日	学校の対応に準じます。

IV-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

V その他

V-1 保護者会等

放課後キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者会等を開催します。保護者会等は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場（オンライン含む）の他、保護者参画の親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含まれます。

保護者の皆さまの御意見をいただく大切な場であるため積極的にかかわっていただくよう、御願ひ申し上げます。保護者会等の開催に当たっては、キッズニュース等で事前にお知らせいたします。

V-2 ご意見・ご要望等

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、市ヶ尾小学校放課後キッズクラブまたは運営法人 NPO 法人はまキッズ市ヶ尾までご相談ください。

【受付担当者】

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ : 主任 松村有紀子
運営法人 NPO法人はまキッズ市ヶ尾 : 理事長 蟹江千鶴

V-3 お問い合わせ先

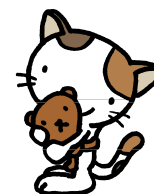
放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

（例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど）

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ TEL：973-5105 FAX：973-5105
（運営法人 NPO法人はまキッズ市ヶ尾）

横浜市青葉区こども家庭支援課 TEL：978-2345 FAX：978-2422

保険に関するQ&A



Q 1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A 1	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 2	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A 2	お子さまにお金を持たせることは、やめてください。 キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。
Q 3	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？
A 3	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 4	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金は返還してもらえますか？
A 4	一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

令和7年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

< 利用申込み >

チェック欄

利用申込（全利用区分、必須）

保険料（全利用区分、必須）

すくすく【区分2A・B】に登録する場合

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 +
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

お子さんに食物アレルギーがある場合

学校生活管理指導表（写）

減免申請をする場合

放課後キッズクラブ利用料減免申請書

※次のうちいずれかの書類

共通	児童扶養手当証書（写）
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ（写） ※7月下旬以降に提出
	就学援助費支給についてのお知らせ（写） ※7月下旬以降に提出
	就学援助認定通知（写） ※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
	生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書（写）
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

< 利用区分を変更する場合 >

チェック欄

利用区分変更申込（全利用区分、必須）

新たにすくすく【区分2A・B】に登録する場合（わくわく【区分1】⇒すくすく【区分2A・B】）

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 +
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

減免申請をする場合

放課後キッズクラブ利用料減免申請書

※次のうちいずれかの書類

共通	児童扶養手当証書（写）
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ（写）※7月下旬以降に提出
	就学援助費支給についてのお知らせ（写）※7月下旬以降に提出
	就学援助認定通知（写）※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
	生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書（写）
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）

就労（予定）証明書

市ヶ尾 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 様

【就労者記入欄】

就労者住所	
就労者氏名	児童から見た続柄：
放課後キッズクラブ名	市ヶ尾 小学校放課後キッズクラブ
申込児童氏名・学年 ※2人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	第 学年
	第 学年
	第 学年

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	年 月 日から
現在の雇用状況	<input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 産前産後・育児休業中（ 年 月 日～ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始
雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> その他（ ） ◆雇用契約期間が決まっている場→ 年 月 日 契約終了 ◆契約更新予定 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 勤務（派遣）先の電話番号
就労状況	定例勤務時間の方
	◆勤務時間 時 分 ～ 時 分
	◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 時 分 ～ 時 分
	◆勤務日数 平均 日／週
シフト勤務の方	
◆シフトと月の勤務回数を記入	
① 時 分 ～ 時 分（月 回）	
② 時 分 ～ 時 分（月 回）	
③ 時 分 ～ 時 分（月 回）	
備考	

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

（事業所所在地）

（事業所名）

（電話番号）

（代表者職氏名）

自営業従事者等申告書

放課後キッズクラブ名 (市ヶ尾 小学校放課後キッズクラブ)
申込児童氏名・学年 (第 学年)

※自営業

事業所名		電話 () -	
代表者名		業種	
事業所所在地 (勤務場所)			
住居との関係	同一 ・ 同一敷地内別棟 ・ 居住外 ・ その他 ()		
事業開始年月日	年 月 日	営業時間	: ~ :
事業に従事 しない曜日	日・月・火・水・木・金・土	家人以外の 従業員	無・有 (人)

※就労時間

利用児童との続柄	就労時間	就労日数 (週平均)
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日

※備 考

--

(宛先) ○○小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 上記のとおり相違ないことを申告します。	
年 月 日	保護者氏名 (申告者)

(横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用)

病気・障害等申告書

放課後キッズクラブ名 (市ヶ尾 小学校放課後キッズクラブ)
 申込児童氏名・学年 (・ 第 学年)

※該当する方全員

該当する項目に記入してください。	利用児童との続柄					
	病 気	病名				
		状況	・入院 ・通院	・寝たり起きたり ・寝たきり	・入院 ・通院	・寝たり起きたり ・寝たきり
		病院名				
		期間	年 月 日～	年 月 日	年 月 日～	年 月 日
		通院・往診状況	(通院) 月・週 回 (往診) 月・週 回		(通院) 月・週 回 (往診) 月・週 回	
	看護 ・ 介護	病人・障害者氏名(続柄)				
		病名・障害名				
		状況(入院・通院等)				
		病院・施設名				
		付き添い期間	月・週 日 時 分～	時 分	月・週 日 時 分～	時 分
	障害者	手帳名				
		障害名				
出産	出産(予定)日	年 月 日		年 月 日		
備考						
(宛先) ○○小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 上記のとおり相違ないことを申告します。 年 月 日 保護者氏名 (申告者)						

※「出産」については、原則として、出産(予定)日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。(多胎妊娠の場合は、出産(予定日)の前14週間、後8週間となります。)

(横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用)

求職活動申告書

年 月 日

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

私は求職活動を行い、就労する予定であることから、市ヶ尾小学校放課後キッズクラブのすくすく【区分2A・B】への登録を希望します。すくすく【区分2A・B】に登録後、就労した際には、速やかに就労（予定）証明書を提出します。

なお、放課後キッズクラブ利用登録日から3か月以内に就労を開始できない場合は、すくすく【区分2A・B】からわくわく【区分1】へ変更することに同意します。

【求職活動者】 住所 _____
氏名 _____
児童名 _____
児童との続柄 _____

求職活動の状況については次のとおりです。（□欄をチェックして必要事項を記入してください）

現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 求職活動中 ・求職活動の開始時期 年 月 ・活動の内容 <input type="checkbox"/> 週 ・ <input type="checkbox"/> 月 日程度 <input type="checkbox"/> ハローワークへ <input type="checkbox"/> 自分で 【現在 社申請】 <input type="checkbox"/> 児童が放課後キッズクラブ利用登録後、求職活動開始予定
希望職種	
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他（ ）
希望勤務時間	平日：午前・後 時 分～午前・後 時 分（実働 時間） 土曜：午前・後 時 分～午前・後 時 分（実働 時間）
希望勤務日数	<input type="checkbox"/> 週 日（ <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日） <input type="checkbox"/> 1か月の勤務日数 日

※就労後、すみやかに市ヶ尾小学校放課後キッズクラブへ就労（予定）証明書を提出してください。

※求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。

（横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用）

放課後キッズクラブ利用料減免申請書

年 月 日

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

住 所 _____

保護者氏名 _____

次のとおり放課後キッズクラブの利用料の減免を申請します。

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
減免適用開始月	令和 年 月		
提出書類 (該当する書類 に○をしてくだ さい。)	<ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当証書【写し】・保護証明書【原本】・生活保護費支給証【写し】・市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書【原本】・市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書【写し】・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書【写し】・就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】・就学援助費支給についてのお知らせ【写し】・就学援助認定通知【写し】		
確認事項	虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。 また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。		

放課後キッズクラブ利用料減免制度の利用にあたってのお願い

利用料減免制度を利用される方は、以下の点についてご確認くださいませようお願いします。

【減免制度を利用する方（共通）】

- 減免を受ける要件を満たさなくなった場合については、速やかに裏面の「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合
婚姻により非課税世帯では無くなった場合等
- 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

【児童扶養手当を受けている方】

- 児童扶養手当を受けている方は有効期限内の児童扶養手当証書の写しを提出することで利用料減免を受けることができます。児童扶養手当は原則毎年10月末までが期限となっている証書が交付されています。このため、児童扶養手当を継続して受給している場合、新しい有効期限が記載された証書が交付されているため、新しい証書が交付される12月中に新しい証書も提出してください。（11月中に新しい証書は交付されません。）

※児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※10月末まで児童扶養手当を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、12月に書類を提出するまでの期間は、減免適用後の金額をお支払いいただくことで利用ができます。ただし、審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

【就学援助を受けている方】

- 4月に当初に就学援助の申請をされた方は、7月下旬頃に学校より「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」又は『就学援助費支給についてのお知らせ』及び「就学援助認定通知」が送付されますので、届き次第速やかにキッズクラブへコピーしたものを提出ください。
4月から書類提出までに支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※）
- 年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）

※令和6年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間は、減免適用後の金額をお支払いいただくことで利用ができます。ただし、就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

【市民税所得割非課税世帯の方】

- 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なります。

減免を受ける月	必要な証明書の年度	証明書の請求先
4・5月	前年度の証明書	前年度の1月1日に住所があった市区町村
6月～翌年3月	今年度の証明書	今年度の1月1日に住所があった市区町村

⇒4月から1年間減免を受ける場合は、前年度と今年度の証明書をご提出ください。

- 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

裏面は「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」です。

放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

年 月 日

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

住 所 _____

保護者氏名 _____

利用料減免の適用対象から外れたため、次のとおり申告します。

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
利用料減免の 適用外の理由	1 就学援助を受給しなくなったため 2 生活保護世帯ではなくなったため 3 市民税所得割非課税世帯ではなくなったため 4 その他 ()		
事由発生月	令和 年 月		

※事由発生月の翌月から減免が適用されなくなります。

(横浜市・放課後キッズクラブ用)



入会/利用申込の手続き

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブでは、令和7年度から新しく横浜市 入会・利用申込 入退室管理システム「放課後 e-場所」を使って、入会/利用申込を受付します。それに伴い、従来紙で実施していた利用申込等の手続きは一部の学証資料提出を除き、廃止され、今後は放課後 e-場所システムを通じて行うこととなります。下記の二次元コードを読み込み、または URL から表示された申請フォームから手続きを行ってください。



※保護者代表の方が申請してください

★申請期間：2025年1月27日(月)から3月7日(金)まで(4月1日から利用する場合)

★申請方法：

- 1) 下記二次元コード、または URL にアクセスして、連絡先等をご登録。
- 2) 仮登録受付お知らせメールが届きます。本文の URL をクリックすると登録情報受付が完了します。

申込クラブ：市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ(必ず申し込みクラブをご確認ください)

URL から

<https://ichigaokids.user.hokago-e-basho.city.yokohama.lg.jp/entry/profile/admission.html>

※連絡先メールアドレスはGmail やYahoo!メールなどPCメールアドレスをご登録ください。

※携帯メールの場合は下記のドメインからのメール受信の設定を行ってください。

『@mail.hokago-e-basho.city.yokohama.lg.jp』

『@return.mail.hokago-e-basho.city.yokohama.lg.jp』

二次元コードから

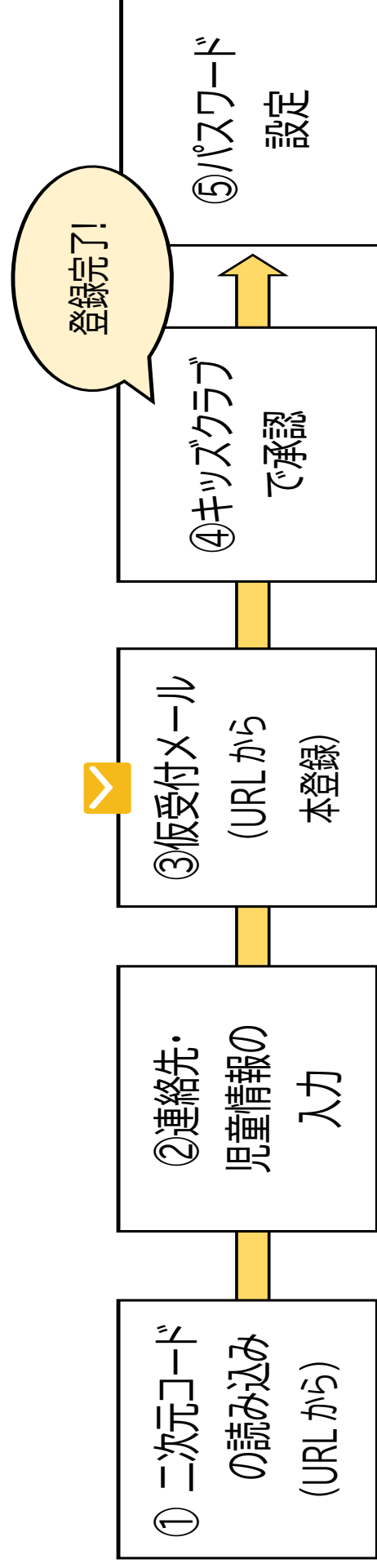


入会/利用申込の手続きの流れ

- 手続きの対象者: 新1年生～新6年生のキッズクラブの利用を希望するすべての児童

上記二次元コード、またはURLから登録手続きを実施してください。

※次年度の登録の際は、今回登録した情報を引継いで利用できます。次年度の登録方法については、令和8年度申込時期に改めてお知らせいたします。



入会/利用申込の手順

①登録前のご準備

お申込みいただく前に書類の準備と書類のデータ化(PDF化やスマートフォン等でのスナップショット)のご準備をお願いいたします。
<事前にご準備いただく主な書類>

クラブでの支払い方法にそって
削除・修正してください。

書類	対象者	説明
傷害保険払込が確認できるもの	申込者全員	記載例)ATM等で発行された振込票等
留守家庭児童等を証明する書類	すくすく【区分2A・B】利用希望者	就労(予定)証明書などはあらかじめ就労先から受理したうえで、お申込みください。
学校生活管理指導表(写し)	アレルギーを持つ児童	おやつ提供に際して、食物アレルギーがある場合は、学校生活管理指導表(写し)が必ず要です。
配慮が必要な事項がある場合の証明する書類	身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちの児童	児童が身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちの場合は、写しをご提出ください。必要に応じてクラブの職員と事前にも面談を行う場合があります。

① 二次元コードの読み込み

書類の準備ができましたら、上記二次元コードをスマートフォンのカメラで読み取り、入カフォームにて登録をお願いします。(読み取りができない場合は、二次元コード読み取りアプリをご利用ください。)なお、PC から入力する場合は URL をブラウザのアドレスバーに入力するなどで、入カフォームに遷移し、登録をお願いします。

② 連絡先・児童情報の入力

入力フォームに従い、入力を進めてください。(詳細は「(別紙1)各入力項目の注意事項・申請の流れ」を参照)

なお、入力項目が多いため、入力途中に適宜保存をしながら入力を進めていただくようお願いいたします。入力の際には記載した内容をよく確認した上で、送信してください。また、追加書類の提出など書類をクラブに直接持参いただく場合もありますので、ご了承ください。

③ 仮受付メール(URL から本登録)

入力が終わりましたら、送信ボタンを押すことにより、システムから仮登録受付のメールを送付します。この際、登録いただいたメールアドレスがシステムからのメールを受信できるかを確認します。送信ボタンを押した後、システムからのメールが届かない場合は、誤ったメールアドレスを登録された可能性がありますので、下記に該当していないかを確認後、クラブに直接お問い合わせください。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに入っていないか、受信拒否などが設定されていないかをご確認ください。

※携帯メールの場合は下記ドメインからのメール受信の設定を行ってください。

『@mail.hokago-e-basho.city.yokohama.lg.jp』

『@return.mail.hokago-e-basho.city.yokohama.lg.jp』

④ キッズクラブで承認

「本登録する」ボタンを押すことにより、クラブで入力内容の確認などを行います。不備等あった場合はクラブからお問い合わせが行く場合もございます。クラブからの連絡に従ってください。承認後、保護者専用ページの URL と ID が送付されます。

⑤ パスワードの設定

保護者専用ページから※パスワードを設定し、ログインするとクラブ保護者専用サイトの利用を開始できます。

※パスワードの設定には仮パスワードを発行する必要があります。詳細は「(別紙2)パスワードの設定方法」をご参照ください。

申込にあたっての注意事項

① クラブによっては面談が必要となる場合があります

クラブによっては、初めて利用する世帯には利用前に面談を行う場合もあります。日程調整等のご協力をお願いいたします。

② 必要に応じて、クラブへ出向く必要がありますので、ご理解ください。

ご提出いただく資料には原本での提出を求めめるものがあるなど、自宅からすべての手続きがオンラインで完結しない場合があります。必要に応じて書類を持参していただく等、クラブからの連絡に従ってください。

③ 申請内容や添付書類に不備があった場合、速やかにご対応をお願いいたします。

申請内容の確認の際、不備などがあった場合は速やかにご対応をお願いいたします。今後の利用に支障をきたす可能性があります。また申請内容に誤りがあった場合などもクラブに申し出てください。

④ 放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ両方ともご利用する場合はそれぞれのクラブで利用申込が必要です。

上記二次元コードや URL はクラブごとに異なります。利用するクラブから登録用の用紙を受け取り、それぞれのクラブで登録が必要です。

⑤ 申込は保護者代表の方1名がご登録ください。

重複して登録すると、システムがうまく機能しません。クラブからの連絡は最大4名まで受信することができます。